

株式会社の分割

大野實雄

一 序 説

明治の中期に西欧の商法典を模した新商法が施行されて以来、株式会社の合併、營業の譲渡、現物出資、事後設立等の諸制度は産業界に定着してすっかり日本のものとなったが、これらの法的技術はその本来の機能を逸脱して種々な目的たとえば会社の分割等に利用されてきた。現代の企業構造はこうした継受による外国法発展の映像にはかならぬのであるが、ながい年月を経ると母法自体に重大な変革が起きて、数十年ないし百年以上も前に継受した法体系の再編成を迫られることになる。再編成を怠ると、ある一定の期間は好影響をあたえた法制であったとしても、現代では陳腐で經濟の發展に役立たぬまま法典に残るといふ悪影響がでてくる。継受した法制の再編成という課題のほかにも、継受しなかつた法制があつたために受けてゐる影響についても検討する必要がある。株式会社の分割とい

株式会社の分割

う制度は、不幸にも、継受當時には西欧諸国のどこにもなかつた。そのために、現代では立法化した国さえあるのに、その存在すら知られていないという事態は、株式会社法の変革に關してあまりにも無頓着で推移してきたことの証左である。無頓着だつた私自身に衝撃を与えたのは、何年か前にフランスの比較法研究所から創立後間もなかつた早稲田大学比較法研究所へ日本における分割に關するアンケートが舞い込んだことであつた。爾來、私はこの問題を追及し続け、研究をまとめて発表する予定なので、ここではその要点だけを報告するに止めたい。

註 拙著 株式会社の分割と分割合併 昭和四五年一月財
政經濟弘報社

二 分割における三つのタイプ

株式会社の分割には完全分割、分割合併および不完全分割の三つのタイプがあるので、それを次に分説する。

(1) 完全分割

甲会社がその財産すなわち資産および負債を分割の目的で新設される二つ以上の会社に分割出資して解散することを指し、各新設会社の株式は解散する会社の株主に直接交付する方式を採るものである。

(2) 分割合併

これには次の二つの方式がある。

(一) 会社がその財産（資産および負債）を既存の二つ以上の会社に分割出資して解散する方式

たとえば、A社がイ部門を既存のB社に、ロ部門を既存のC社にそれぞれ分割出資し、それと同時に解散するものである。右各分割出資に代えて営業の一部譲渡を行ない、しかる後A社が解散する方法もあるが、分割出資との同時解散に比べると二重の手間がかかる。日本の現行法の下ではこの旧方式に依るほか方法がない。

イの部門はB社に、ロの部門はC社にそれぞれ吸収合併された形になるが、それと同時にA社が解散（分割）するので、分割合併という術語が生まれたのである。日本の現行法は、会社と会社との合併を認めるに止まり、会社の一部部門が他の会社と合併することは商法上は不可能である。したがって、A社がロの部門をC社に合併するためには、

まずイの部門をB社に営業譲渡してロ部門だけとし、しかる後あらためてA社がC社に吸収合併される手続を採らなければならないのである。

(二) 会社が他の数社と共同して各々の営業部門を分割出資し、数社を新設し、出資会社が全部解散する方式

たとえば、A社、D社、E社の三社が共同してB社とC社とを新設する場合で、B社に対しては、A社からイ部門、D社からハ部門、E社からホ部門をそれぞれ分割出資し、C社に対しては、A社からロ部門、D社からニ部門、E社からヘ部門をそれぞれ分割出資し、B社、C社の新設と同時にA社、D社、E社の三社が解散するのである。イないしへの各部門がB社またはC社において合併すると同時にA、D、Eが完全分割するから、これもまた分割合併と呼ばれる。

(3) 不完全分割

会社がその資産の一部を他の会社に分割出資し、その後も存続するものである。出資の対象は前二方式とは異り資産だけであって負債を含まないし、出資後も会社は存続するのであるから、本来の分割ではなく、不完全な分割または単に資産の一部出資と呼ばれる方式である。

不完全分割は日本商法の営業譲渡に似てはいるが、経済的に

一体となつてゐる部門を一括して出資するものであるため、特定承継ではなくて包括承継であると解される。フランス法は不完全分割を行なう企業に対しては、次の三方式のうちの一つを選択しうることになっている。

(一) 現物出資をした場合と同じように、分割出資を受け入れたい会社が発行する新株を出資会社が保有して一種の持株会社となる方式

(二) 右新株を不完全分割と同時に出資会社の株主に直接交付し、出資会社は一株も取得しない方式

(三) 当分の間出資会社が右新株を保有し、時期をみてその株主に分配する方式

以上三つのタイプは一九六六年のフランス会社法に現われている分割方式であるが、日本私法学会のシンポジウムで発表された私案には「不完全分割合併」とでもいふべき方式も登場している。それは、甲会社の一部が乙会社の一部と合併して新会社丙を設立し、その後においても甲、乙二社が存続するといふものである。

三 分割法制における基本問題

詳細な分析は前掲書にゆずり、二、三の重要事項について述べるに止めたい。

株式会社の分割

(1) 分割出資の性質

株式会社法は金銭出資と現物出資との二つの出資しか認めず、しかも、この両者は資本調達の方法として認められてゐるものであるが、分割出資は決して資本調達の手段ではない。したがつて、分割出資に関しては株式の引受人に呼びかける必要はなく、株式の代入(substitution)が行なわれるにすぎない。甲会社が分割によつて解散した場合には、新会社または既存会社の分割新株は、分割出資をした甲会社には交付されないで、甲会社の株主であつた者に直接交付されるから、現物出資とは処理方法も発想もちがう。甲会社は形の上だけの出資者であるにすぎない。また、現物出資は個人もしくは会社が行なう特定の資産の給付であるのに対して、分割出資は個人にはあり得ず、また、財産の移転も包括承継である。

次に、日本の税法は現物出資を譲渡とみなして課税する関係上、分割出資をも同じ取り扱いにするおそれが多分にあるが、現物出資も分割出資も本質的には譲渡と区別されることを要する出資であるから、課税の上では、譲渡取得税と出資税とを峻別すべきである。

(2) 株式の代入

甲会社がある営業部門を乙会社に分割出資した場合には、出資を受け入れた乙会社が対価として発行する乙新株は、無償か

つ全額払込みのあったものとして直接甲会社の株主に対して発行され、一株たりとも甲会社に対しては発行されない。完全分割で甲社が解散し、同時に乙、丙二社が新設される場合には、甲社の株主であった者に対して乙株と丙株とが新に発行され、乙丙新株が消却される甲株に代入するのである。合併の場合には常に一種の新株しか発行されないのに対して、分割の場合には右に見たとおり二種以上の新株が発行されて旧株と代替するのである。

(3) 新会社設立の手續

分割は分割会社の株主総会の特別決議をもって承認されることを要する重要事項であるが、総会が分割の原案を承認可決した場合は、この総会が新設される株式会社の新設に移行する。しかも、新会社は分割出資だけで設立することができ、旧会社ひとりが発起人の地位にあり、通常の場合のように七人の発起人あることを要しない。この点は新設合併に比してすこぶる簡便な手續である。

(4) 分割期日と計算確定日

分割期日とは、分割実施の日のことであって、その日に分割出資会社の業務や財産が受け入れ側の会社に承継される。株主も従業員もこの日から受入会社の株主または従業員となり、出資会社の代表取締役はこの日以後原則として清算人となる。具

体的な例で説明すれば、乙丙二社を新設して甲社が解散する完全分割の場合には、乙丙二社の創立総会が終了する日が分割期日である。第三者に対する関係では、甲社の解散登記と乙丙二社の設立登記とが全部完了した日となるが、これらの登記が同一の日に完了することは期待し得ないから、登記完了の日をもって分割期日と定めるわけにはいかない。解散、新設を一体として行なわねばならぬ分割においては、どうしても右のように各社の分割總會終了の日を分割期日と定めなければならない。

計算確定日とは、分割出資会社の資産と負債とがその日の状態において受入会社に引き継がれる日をいう。この日付は財産の帰属を計算上遡らせるための期日で、そこに線を引き、その日以後分割期日までの計算は分割出資を受け入れた会社の計算に帰属するように処理するのが目的で設定される期日である。したがって、分割の原案中に、計算確定日以後に分割会社が行なった行為、たとえば社債権者の請求に基いてこの日以後に分割会社が社債の元利金を期前償還したときのキャピタル・ロスは、受入会社の計算で行なうものとする旨の合意をしておくことになる。

(5) 会社債権者の保護

分割に基いて新設される会社は、分割前の会社の債権者に対して、分割会社に代わる債務者となり、新設会社間は連帯にな

る。ただし、受入会社間の契約で一社だけの単独債務としてもよい。いずれの場合にも債権者には分割に対して異議を申立てる権利が与えられなければならないが、異議の処置と分割手続の進行とは別個に考えられるべきである。

社債権者保護の方策としては、分割に反対の者には期前償還する方法、償還の提供をしないで社債権者集会の承認を求めめる方法等があるが、原則的には旧社債権者は新設会社においても社債権者たる地位を有するものとしなければならない。

不動産賃貸人の保護には賃料債権に関するものと、賃借人の交替に関するものとの二つの方面での配慮が必要になる。賃料債務に関しては新設会社が連帯または単独でその債務者となるべきであるが、株主に未知の延滞賃料を過大に紛飾して新設会社に引き継がせるような不正行為が行なわれないように注意しなければならない。賃借人の交替に関しては、フランス法上、会社の解散は賃借権の法律上当然の解除をきたすものに非ずとして、先例に注目すべく、また、分割の場合、新会社が賃借権を有していた会社の地位に代入し、その会社の権利義務を承継するものとしている特別法がある点にも注意を要する。このような対応の仕方は解釈だけでは困難で、やはり特別な立法がほしい点である。

(6) 課税上の特別措置

株式会社分割

これは商法の改正をまつまでもなく実行しうる事柄であるけれども、日本ではいわゆる特定現物出資に関する軽減措置があるだけで、分割目的の営業譲渡や現物出資に対してかなり高率の課税が行なわれている。税務当局は海外諸国で行なわれた合併および分割に関する租税優遇措置が既に第一ラウンドを終えて国際競争上相当地なメリットを挙げつつあるのを百も承知だとおもわれるのに、臨時立法をさげ、基本法たる商法において先ず立法すべきであるという態度を採っている。国の政策当局にとって税収の減少は痛手であるけれども、納税者たる企業にとっては外国企業以上の負担であり、その結果は当然わが国民経済にしわ寄せしている点を見逃してはならない。

四 ち む す び

「ヨーロッパの略奪」という言葉があるが、これはヨーロッパの文明や、文化を撰取しつつ成長してきた諸国が今ヨーロッパを凌駕し、昔とは逆にヨーロッパに清新な文化を輸出するまでに成長したことをいうのであろうけれども、それは主として自然科学の領域に関する問題であって、人文科学はもとより社会科学の領域までがそうであるとはいえないようにおもう。略奪した文化が成長し開花するかにみえても、外観だけであつたら真の撰取ではない。

株式会社の分割

商法のような技術的色彩の濃い法域においては、ヨーロッパ地域のみに限らず、より広い地域にわたって実定法を探究する必要があるのであり、その努力が省略されると、時代おくれの道具だけで変化する経済情勢に対応して行くという欠点が出てくるのではないかとおもう。